

太子町立小中学校屋内運動場等空調設備整備事業  
事業者選定公募型プロポーザル 事業者選定基準

太 子 町

令和8年3月

## 第1 総則

### 1 事業者選定基準の位置づけ

本書は、太子町（以下「町」という。）が実施する太子町立小中学校屋内運動場等空調設備整備事業（以下「本事業」という。）の募集・選定に当たり、最も優れた提案を審査し選定するための手順、方法、選定基準等を示すもので、本事業への応募を検討している事業者を対象に配布する「太子町立小中学校屋内運動場等空調設備整備事業事業者選定公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）及び「太子町立小中学校屋内運動場等空調設備整備事業要求水準書」（以下「要求水準書」という。）と一体のものである。

なお、本選定基準で使用する用語の定義は、別に定める実施要領の規定による。

### 2 審査方法の概要

町は、児童・生徒の安全・安心な教育環境整備とともに、災害時の避難所としての機能強化を図る観点から、小中学校の屋内運動場等への空調設備を設置する工事を実施する。

限られた期間ですべての対象施設への整備を完了させるため、きめ細やかな工事工程、確実な実行性の担保のため、価格のみならず、施工体制、調整・連携能力、技術力、実績、適切な工事監理体制及び提案内容から評価し、最も優れた事業者を選定することを目的とする。

事業者の選定は、競争性の確保と事業者の提案を幅広く取り入れる観点から、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

## 第2 選定方法・体制

### 1 選定方法

事業者から提出された提案書等については、本選定基準に基づき、事業者の実施体制、工期短縮の方策、工事価格等を総合的に評価し、総合評価点が最も高い事業者を選定事業者として決定するものとする。

### 2 選定体制

町は、提案内容の審査に関して、幅広い専門的見地からの意見を参考とするために、太子町立屋内運動場等空調設備整備事業に関するプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設ける。審査委員会は、応募者の提案内容の評価と優秀提案者及び次点提案者を選定し、町に報告する。町は、この報告を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

### 3 選定手順

本選定は2段階に分けて実施し、提案価格書及び事業提案書に先立って、応募者の参加資格を書類によって審査する「資格審査」と、資格審査を通過した応募者の提案内容等を審査する「提案審査」によって行う。

なお、提出された書類に疑義がある場合には、応募者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

### 第3 審査の項目・基準・配点

#### 1 資格審査

書類審査により、参加資格要件の確認を行い、本事業への参加の可否を確認する。実施要領に定める参加資格要件を審査し、1つでも要件を満たさない応募者は失格とする。

なお、提出された書類に疑義がある場合には、応募者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

#### 2 提案審査

応募者から提出された提案価格書及び事業提案書の内容を審査する。審査に当たっては、審査委員会において応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。ヒアリングにおける確認内容は、事業提案書における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱う。

##### (1) 提案価格の確認

応募者が提案価格書に記載した提案価格が、町の設定する提案限度額（実施要領による。）を超えていないことを確認する。

提案価格が提案限度額を超えている場合は、その応募者は失格とする。

##### (2) 基礎審査

応募者から提出された提案価格書及び事業提案書について、要求水準を達成しているかを、様式集による事業提案書への記載事項等に基づき確認する。提案内容は、町が要求する要求水準に対して、事業実施等にその要求水準を満たすことを誓約すること、また、要求水準を満たすための対応方策等について具体性を持って記載することが必要となる。事業提案書に記載されている内容が要求水準を充足する妥当な方法・内容であると確認できる場合に、要求水準を達成しているものとして判断する。

##### (3) 加点審査

基礎審査を通過した応募者の提案内容について審査し、以下に示す基準に従い定量化し、内容点とする。

##### ア 提案内容の評価

配点は250点とし、次の【表1 審査項目及び配点等】に示す審査項目、評価の視点及び配点に従い、応募者の提案内容について評価し得点化する。なお、得点化に際しては【別紙1 各審査項目の評価基準】に示す得点化基準により得点を付与する。

【表1 審査項目及び配点等】

(ア) 事業実施に関する評価 (計40点)

評価項目		評価の視点	配点
事業実施基本方針 事業実施体制		事業実施に当たって、本事業の目的や背景を十分に理解した基本方針となっているか。	15
		事業実施体制及び代表事業者、構成員、その他事業者の役割分担について、役割認識は発注者の意図を十分踏まえているか。	
		適切なバックアップ体制がとられており、円滑かつ安定的な業務遂行が期待できるか。	
設計及び施工の スケジュール等の 実施可能性		効率的かつ効果的に設計・施工・工事監理が遂行されるような実施体制が構築されており、役割分担が明示されているか。	15
		事業スケジュールと十分に整合した実施体制が構築されているか。	
		設計・施工や各種調整、検査等に要する時間や段取りを十分に考慮し、確実かつ妥当なスケジュールとなっており、そのうえでスケジュールどおりに事業を遂行するための具体的な工程が想定され、実効的な工夫がなされているか。	
地域経済 への貢献	町内事業者の参加	事業実施において、町内事業者※の参加となっているか。	10
	町内事業者の活用	事業実施において、町内事業者※の活用や育成に配慮した業務内容、体制が構築されている、資材調達など、地域経済への貢献について優れた提案がなされているか。	

※ 町内に、主たる営業所（本社・本店・太子町内で10年以上継続して営業実績のある支店を含む。）を有し、当該事業所が太子町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(イ) 整備内容に関する評価 (計95点)

評価項目		評価の視点	配点
空調設備等の 性能、機能		空調設備の性能、機能の特徴に優れた提案があるか。	25
		快適な室内環境を確保するための方策の工夫がなされているか。	
		その他空調設備等の性能、機能で優れた提案がなされているか。	
学校現場の特性に 配慮した整備計画		室内機の設置台数、設置場所、設置方法など、学校教育、部活動・大会、学校開放等への影響に配慮がなされてい	

	<p>るか。</p> <p>室外機の設置位置は、敷地内の有効スペースの確保や景観に配慮された考え方となっており、現場調整についても、事業を円滑に進めるための姿勢が示されているか。</p> <p>室外機、配管などの設置にあたっては、設置位置や周辺の利用状況、近隣住民への影響を勘案し、必要な安全・防球、防音・防振・排熱・臭気対策などに配慮がなされているか。</p> <p>その他学校現場の特性に配慮した優れた提案がなされているか。</p>	15
維持管理に関する配慮	<p>学校側の負担軽減を図るための維持管理に関する提案があるか。</p> <p>空調設備の消費エネルギー量の削減等、維持管理における配慮がなされているか。</p> <p>ライフサイクルコスト削減のための工夫の提案があるか。</p> <p>町や学校によるセルフモニタリングを効果的にかつ効率的に実施できるような配慮や工夫がなされているか。</p> <p>故障等の緊急時に迅速に対応するための対応方針・対応策の提案があるか。</p> <p>その他維持管理に関する優れた提案がなされているか。</p>	35
環境負担軽減への配慮	<p>環境負荷低減に配慮した機器が検討されているか。</p>	5
災害時の避難所としての特徴	<p>操作性、維持管理、更新性が高く、災害時には可能な限り迅速に使用ができ、快適な室内環境を確保できるなど、災害時に避難所として施設機能を継続できる提案がなされているか。</p>	5
学校現場の特性を踏まえた施工時の安全対策と学校運営への配慮	<p>施工時の児童生徒、教職員等への安全性確保のための方策の提案があるか。また、作業日や作業時間、また施工時に必要な停電や断水等の学校運営への影響に対する配慮が示されているか。</p> <p>施工時における騒音・振動等の学校運営への影響に対する配慮への提案があるか。地域周辺への影響（騒音、振動、粉塵及び車両通行等）に対する配慮は示されているか。また、苦情があった場合の適切な対応について示さ</p>	10

	れているか。	
--	--------	--

(ウ) その他に関する評価 (計15点)

評価項目		評価の視点	配点
その他 の提案	創意工夫	他の項目での評価の視点に記載されていない点に関して優れた提案があるか。 提案内容が総合的に調和、調整が図られているか。	15

※ なお、得点については、各項目の配点欄にある点数を最高得点として、評価によって点数が付与される。

(4) 提案価格の定量化方法

応募者が提示する提案価格（空調設備等に係る現地調査・設計業務、施工業務、工事監理業務を含むすべての業務の総額）を、次の算式により「価格点」として算出する。

最も低い提案価格を提示した応募者の価格点を100点満点として、その他の応募者の価格点は、提案のうち最も低い提案価格からの割合に基づき算出する。

$$\text{価格点} = \text{提案のうち最も低い提案価格} \div \text{当該応募者の提案価格} \times 100 \text{点}$$

※ ただし、有効桁数は、小数点第1位とし、算出された価格点の小数点第2位を四捨五入する。

(5) 優秀提案者及び次点提案者の選出

審査委員会は、事業提案書に記載された提案内容に基づいて算出した定性的審査の内容点及び提案価格に基づいて算出した価格点の合計により、応募者ごとに総合評価点を算出し、順位付けを行う。

総合評価点の算出は、以下の計算式によって行う。

$$\begin{array}{l} \text{総合評価点} \\ (\text{満点} 250 \text{点}) \end{array} = \begin{array}{l} \text{【内容点】} \\ (\text{満点} 150 \text{点}) \end{array} + \begin{array}{l} \text{【価格点】} \\ (\text{満点} 100 \text{点}) \end{array}$$

審査委員会は、順位付けを行った結果に基づいて、優秀提案者及び次点提案者を決定し、町に報告する。なお、最も高い総合評価点の者が2者以上ある時は、価格点の高い者を最優秀提案者とし、更に価格点が同点である場合には、くじ引きにより最優秀提案者を選出する。

(6) 優先交渉権者及び次点の決定

町は選定審議会の報告を踏まえ、優先交渉権者及び次点者を決定する。

#### 第4 その他

町は、公募型プロポーザル方式により、提案書、見積書、説明等の内容を審査し、町の予定する業務の実現に最も適した提案を行った事業者を選定するため、町職員等で構成する審査委員6人により組織する、審査委員会を設置し、審査委員会の実施及び開催に関して必要な事務処理については、以下のとおりとする。

- 1 審査委員会事務局（以下「事務局」という。）は、太子町教育委員会管理課に設置する。
- 2 事務局は、提案書等を選定する必要があるときは、委員長に審査委員会の開催を要請する。
- 3 委員長は、各審査委員に審査委員会への出席を要請し、審査委員は、当該要請に応じて審査委員会に出席する。
- 4 審査委員会は非公開とし、審査委員名は公表しない。
- 5 審査委員会は、審査委員の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 6 委員長は、審査委員会の議事進行を行う。
- 7 事務局は、応募者の構成及び資格、基本的事項その他提案事項に関して、事前に応募者ごとのとりまとめを行い、審査委員会に報告する。
- 8 審査委員会は、出席した審査委員の過半数の同意により、基礎審査、内容点、価格点の評価を確定し、最優秀提案者及び次点提案者を選定する。ただし、獲得した審査点の合計が6割に満たない場合は、失格とする。
- 9 選考結果は、書面にて通知するとともに、太子町ホームページ等で公表する。なお、選考結果に対する質問及び異議については、一切受け付けない。
- 10 その他、審査委員会の運営等に当たって必要な事項は、委員長が審査委員に諮って決定する。